資料２

「総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業」
に係る企画運営業務

業務仕様書

令　和　３　年　６　月
岩手県盛岡広域振興局

この「業務仕様書」は、岩手県盛岡広域振興局（以下「県」という。）が実施する「『総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業』に係る企画運営業務」（以下「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

１　本業務の概要

（１）　目的

身近な地域で誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備を推進するため、多種多様なスポーツライフの普及啓発を行うとともに、地域における生涯スポーツの中核として位置づけられている総合型地域スポーツクラブの認知度の向上及び新規会員の獲得に向けた取組を行うことにより経営基盤や運営体制の強化を図る。

（２）　業務件名

「総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業」に係る企画運営業務

（３）　実施期間

契約締結の日から令和４年３月22日(火)まで

（４）　実施場所

盛岡広域振興局管内

（５）　業務内容

多種多様なスポーツライフの普及、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の認知度向上及び新規会員獲得に向け、アに掲げる視点を踏まえて、イに掲げる業務を行う。

ア　業務実施に係る視点

次に掲げる視点を踏まえて、スポーツ関係団体、行政機関等と連携して本件事業を進めること。

（ア）プログラムの質の充実

（イ）クラブの自立的かつ安定的な運営の促進

（ウ）クラブの自主的なＰＲ活動や会員獲得の仕組みづくり

（エ）クラブ間のネットワーク形成の促進

（オ）企業並びに市町のスポーツ振興担当及び保健福祉担当等との連携(連携に当たり必要となる調整等については、県・受託者双方が連携して担うこと。）

イ　業務内容

（ア）多種多様なスポーツライフの普及啓発、新規会員獲得に向けたＰＲ活動

クラブ及びクラブ活動の多様性（多種目、多世代、多志向）のＰＲ活動のため、誰もが気軽に参加できるバリアフリーなニュースポーツ等による体験会を実施すること。（５クラブ以上の参画により１回以上）（10～11月）

（イ）　身近な地域で誰もが気軽にスポーツに楽しめる環境整備

スポーツ実施率が低くなっている働く世代（20～40代）に向け、親子が一緒に楽しめるプログラムを作成（１プログラム以上）し、各スポーツクラブに活用を促す（７団体の参加を目標とする）とともに、各クラブにおけるプログラムの活用状況について検証すること。（８～12月）

（ウ）　クラブ関係者を対象に、情報発信力の強化を目的とした研修会の開催

ホームページやＳＮＳを活用した情報発信力を強化する研修会を開催すること。（１回以上）（11月～1月）

（エ）　本件事業の広報

広報に当たっては、総合型地域スポーツクラブの認知度向上につながる効果的な広報を

企画し実施すること。

（オ）　本件事業実施結果の検証

・　事業成果及びクラブの活動の充実や会員獲得に向けた認知度向上、ひいては経営基盤や運営体制の強化に向けての課題と改善策の提案をとりまとめて県に報告すること。

・　とりまとめに当たっては、事業の参加者にアンケートを行うなど多角的な意見の聴取に努めること。

（カ）　その他（自由提案：任意）

ア（ア）から(オ)までを踏まえ、管内のクラブが地域に元気を与える取組を行うこと。

【例】

・地域の健康活動の基盤となるようなクラブ活動のイベント

・子ども達に夢を与えるようなクラブ活動のイベント

（６）　委託期間

契約締結の日から令和４年３月22日(火)まで

（７）　予算額

689千円以内（税込）。ただし、上限額での契約を保障するものではないこと。

２　留意事項

（１）　受託者は上記１に掲げる委託業務を誠実に遂行するものとし、本事業の準備、執行に当たっては、随時、県と協議すること。なお、概ね１か月に１回程度、受託した事業の進捗状況について打合せする機会を設けること。

（２）　準備段階で県から求められた委託業務に関する資料等の提供を行うこと。

（３）　契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。なお、受託候補者決定後に新型コロナウイルス感染症等の状況により事業の実施方法等に変更を要することとなった場合は、別途検討・協議すること。

３　事業実績報告書の提出

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書（別途様式を指定）を作成し、提出すること。

提出期限：令和４年３月22日(火)

４　契約に関する条件等

（１）　再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならないこと。

（２）　再委託の相手方

受託者は、(１)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

（３）　業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ　県は、(１)イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを

請求することができること。

ウ　受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならないこと。

（４）　権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料並びにその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転すること。

（５）　機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならないこと。契約終了後もまた同様であること。

（６）　個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第７号）を遵守しなければならないこと。